

三田市下水道条例新旧対照表

現行		改正案	
第1条～第14条 省略 (使用料の算定方法) 第15条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表の基本使用料の欄及び <u>超過使用料</u> の欄に掲げる額の合計額に同額に係る消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の規定による税額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定による税額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。 (1箇月につき)		第1条～第14条 省略 (使用料の算定方法) 第15条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表の基本使用料の欄及び <u>従量使用料</u> の欄に掲げる額の合計額に同額に係る消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の規定による税額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定による税額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。 (1箇月につき)	
区分	基本使用料	超過使用料(1立方メートルにつき)	
一般汚水 (公衆浴場の営業に伴う汚水以外の汚水)	10立方メートルまで	第1段 10立方メートルを超え 20立方メートルまで	80円
	670円	第2段 20立方メートルを超え 30立方メートルまで	90円
		第3段 30立方メートルを超え 50立方メートルまで	110円
		第4段 50立方メートルを超え 100立方メートルまで	130円
		第5段 100立方メートルを超え 200立方メートルまで	165円
		第6段 200立方メートルを超え 500立方メートルまで	190円
		第7段 500立方メートルを超え 1,000立方メートルまで	205円
		第8段 1,000立方メートルを超えるもの	220円
		の	
公衆浴場汚水	100立方メートルまで 1,500円	100立方メートルを超えるもの	15円
区分	基本使用料	従量使用料(1立方メートルにつき)	
一般汚水 (公衆浴場の営業に伴う汚水以外の汚水)	820円	第1段 10立方メートルまで	25円
		第2段 10立方メートルを超え 20立方メートルまで	100円
		第3段 20立方メートルを超え 30立方メートルまで	110円
		第4段 30立方メートルを超え 50立方メートルまで	130円
		第5段 50立方メートルを超え 100立方メートルまで	150円
		第6段 100立方メートルを超え 200立方メートルまで	185円
		第7段 200立方メートルを超え 500立方メートルまで	210円
		第8段 500立方メートルを超え 1,000立方メートルまで	225円
		第9段 1,000立方メートルを超えるもの	240円
の			
公衆浴場汚水	100立方メートルまで 1,500円	100立方メートルを超えるもの	15円
2～3 省略		2～3 省略	
4 特別な場合における使用料の計算は、次の各号に定めるところによる。		4 特別な場合における使用料の計算は、次の各号に定めるところによる。	

<p>(1) 月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの<u>基本使用料</u>は、三田市水道事業給水条例(昭和43年三田市条例第21号)第30条の規定を準用する。</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>(1) 月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの<u>使用料の額</u>は、三田市水道事業給水条例(昭和43年三田市条例第21号)第30条の規定を準用する。</p> <p>(2) 省略</p> <p><u>5 市長は、下水道事業の運営に関する動向、社会経済情勢の変化等を勘案し、概ね5年ごとに使用料体系について検証し、その結果必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>
--	--

三田市生活排水処理施設条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第17条 省略 (使用料の算定方法)</p> <p>第18条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2の基本使用料の欄及び<u>超過使用料</u>の欄に掲げる額の合計額と同額に係る消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の規定による税額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定による税額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2～3 省略</p> <p>第19条～第23条 省略 別表第1 省略 別表第2(第18条関係)</p> <p style="text-align: right;">(1月につき)</p>	<p>第1条～第17条 省略 (使用料の算定方法)</p> <p>第18条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2の基本使用料の欄及び<u>従量使用料</u>の欄に掲げる額の合計額と同額に係る消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の規定による税額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定による税額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2～3 省略</p> <p><u>4 市長は、生活排水処理事業の運営に関する動向、社会経済情勢の変化等を勘案し、概ね5年ごとに使用料体系について検証し、その結果必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>第19条～第23条 省略 別表第1 省略 別表第2(第18条関係)</p> <p style="text-align: right;">(1月につき)</p>

基本使用料		超過使用料(1立方メートルにつき)		基本使用料		従量使用料(1立方メートルにつき)	
10立方メートルまで 670円	第1段	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	80円	820円	第1段	10立方メートルまで	25円
	第2段	20立方メートルを超え 30立方メートルまで	90円		第2段	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	100円
	第3段	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	110円		第3段	20立方メートルを超え 30立方メートルまで	110円
	第4段	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	130円		第4段	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	130円
	第5段	100立方メートルを超え 200立方メートルまで	165円		第5段	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	150円
	第6段	200立方メートルを超え 500立方メートルまで	190円		第6段	100立方メートルを超え 200立方メートルまで	185円
	第7段	500立方メートルを超え 1,000立方メートルまで	205円		第7段	200立方メートルを超え 500立方メートルまで	210円
	第8段	1,000立方メートルを超えるもの	220円		第8段	500立方メートルを超え 1,000立方メートルまで	225円
					第9段	1,000立方メートルを超えるもの	240円